**令和2年度　港まちづくり協議会**

**子育て交流サロン開催業務　仕様書**

**1　業務目的**

本業務は、「楽しく子育てしたい」「子育て仲間がほしい」「子育ての不安を相談したい」などと考えている西築地学区を中心とした港まち及びその周辺の地域の保護者について、横のつながりを作るとともに、その子供達の育成を当該地域全体で応援するための子育て交流サロン（以下「サロン」という。）を開催するものである。

**2　業務内容**

(1) 次に掲げるサロンを開催し、その管理運営を行う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | Ⅰ　20組程度を対象とするもの | Ⅱ　10組程度を対象とするもの |
| 趣 旨 | 情報交換や仲間づくりができる場所の提供 | 育児に関する不安や悩みを安心して相談できる場所の提供 |
| 内 容 | ①講座またはワークショップ  ②育児相談 | ③講座またはワークショップ  ④育児相談 |
| 回 数 | ①②とも15回以上 | ③は月に1回程度で計10回以上  ④は32回以上 |

(2) チラシを制作しサロンの開催に関する広報を行う。

* チラシ発行部数は、企画内容に応じて調整し、開催日1ヶ月前までに協議会事務局に提出することを基本とする。なお協議会事務局では、同程度の企画に対して、これまで　4000部のチラシを制作している。
* インターネットを活用した広報については、指定する情報を協議会事務局に提供し、協議会事務局が、Web等を活用して情報発信する。それ以外の方法があれば、事業者からの提案を協議会会議に諮り実施する。

**3　留意事項**

(1) 業務内容(1)の①及び③は、各回とも異なる内容で開催すること。

(2) 業務内容(1)は、原則として下表のように開催すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | Ⅰ　20組程度を対象とするもの | Ⅱ　10組程度を対象とするもの |
| 期 間 | 令和2年6月1日～令和3年2月28日 | |
| 時 間 | 9時30分～12時15分 | 9時30分～15時30分 |
| 会 場 | 港まちポットラックビル内 | 西築地学区内 |

※時間には、準備及び撤去を含む。

※港まちポットラックビルが休館の場合は、サロンを実施することはできない。

　なお、令和2年10月1日〜12月20日は別企画のため使用不可となる場合があり、その際は協議会事務局と相談の上、会場を決定することとする。

※Ⅰの会場は、上記以外を使用することも可とする。この場合、時間は上記によらないことができる。

(3)講座、ワークショップ、または育児相談を実施する際、託児コーナーを設置することも可とする。

(4)サロン当日は、会場設営、スタッフ管理、スケジュールの進行管理等を行う運営管理者を配置すること。

(5)サロン実施に際しては、実費相当額を徴収する場合を除き、サロン参加者から金銭を徴収することはできない。なお実費相当額を徴収しようとする場合は、その使途を明確にすること。

(6)サロン実施のために必要な物品・資材等については、1品2万円未満の範囲で購入することができる。

(7) サロン終了後には、会場の清掃を行うこと。その際発生したゴミは、受託者において処分すること。

**4　成果品**

(1) 納入物品

　以下掲げるものを記載した所定様式の資料を、協議会が指定する日までに納入する。

|  |  |
| --- | --- |
| サロン実施前 | 実施予定内容、運営スタッフの人数及び氏名、実費相当額を徴収する場合はその内容、広報チラシ作成に必要な情報 |
| サロン実施後 | 参加者数、実施状況及びその写真、実費相当額の徴収状況、実施前に報告した内容からの変更点 |

(2) 納入方法

　紙及び電子媒体

(3) 納入場所

　港まちポットラックビル（協議会事務局）

**5　契約変更**

　契約期間中に業務内容を変更する必要性が生じた場合は、協議会と受託者で協議するものとする。ただし、協議開始から7日以内に協議が整わないときは、協議会の決定するところによる。

**6　その他**

1. 受託者は、本業務により知り得た情報について、外部に漏らしてはならない。
2. 本業務を行うにあたり、やむを得ず受託者が第三者に業務を再委託する場合は、あらかじめ協議会に対して再委託申請書を提出し承諾を得ること。
3. 成果品及びその著作権は、協議会に帰属するものとし、協議会の承認を受けずに他に公表、譲渡、貸与または使用してはならない。ただし、受託者が従前から保有する著作権は受託者に留保されるものとし、協議会は本業務の目的の範囲内で自由に利用できるものとする。
4. この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、協議して定めるものとする。ただし、協議開始から7日以内に協議の整わないときは、協議会の決定するところとする。
5. 契約の締結に要する経費は受託者の負担とする。
6. 本コンペティションは、令和2年度予算の成立を条件とする。